

「家康公の遺産」PR ロゴマーク使用基準

(目的)

第1条 この使用基準は、「家康公の遺産」PR ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(活用)

第2条 ロゴマークは、富士宮市の魅力を広く市内外にPRするため、印刷物、広告物、商品等を用いて積極的に活用するものとする。

(使用条件)

第3条 ロゴマークの使用は、市が徳川家康及び戦国時代とゆかりがあることを広く発信することを目的とし、次に掲げる事項を満たすことができるものに行うものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 市の信用又は品位を害するものでないこと。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあるものでないこと。
- (4) ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるものでないこと。
- (5) 徳川家康公の品位を害し、又は害するおそれがあるものでないこと。
- (6) 「家康公の遺産」PR ロゴマークデザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づきロゴマークを使用すること。

(承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、デザインが修正可能な段階で使用承認申請書（第1号様式。以下「承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 市又は市教育委員会が共催又は後援する事業において使用すると

き。

(5) 承認を受けた商品等について、当該商品等に関連した広告又は宣伝に使用するとき。

(6) その他市長が適当と認めたとき。

(承認の決定)

第5条 市長は、第4条の承認申請書を受理したときは、その適否を審査する。使用を承認することを決定したときはロゴマーク使用承認書（第2号様式）により申請者に通知し、使用が不相当としたときはロゴマークの使用不承認書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、ロゴマークの使用を承認するに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、家康公の遺産PRロゴマーク使用変更申請書様式（第4号様式）を市長に提出し、使用変更承認書（第5号様式）により承認を受けるものとする。

2 前項の承認又は不承認については、第5条の規定を準用する。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、申請書の内容に虚偽があるときその他その使用が活用の趣旨にそぐわないと認めるときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この使用基準に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年2月8日 産業振興部長決裁）

この使用基準は、産業振興部長決裁の日から施行する。